

林地集積推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、小規模な林地を意欲ある力強い林業経営者に集積し、次世代資源の確実な造成を図るため、林地集積推進事業実施要領の規定に基づき、県内の森林組合や県内に事務所を有する林業事業体等（以下「事業実施主体」という）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第3条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条に定める実績報告は、補助金交付申請及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業実施年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

- （1）位置図（縮尺5万分の1）及び地籍図の写し
- （2）集積地番の現在事項証明書
- （3）集積地番が明記された森林経営計画変更申請書の写し
- （4）誓約書（別紙1）
- （5）事業実績内訳書（別紙2）
- （6）その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又はその他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還

すること。

- (2) 補助事業で入手した施行地は、森林経営計画に基づき施業を実施すること。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (5) その他、規則、この要綱及び林地集積推進事業実施要領の定めに従うこと。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、第3条の規定による補助金交付申請及び実績報告書を受理した場合において、当該書類を審査し、かつ、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定及び額の確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和５年度の予算に係る林地集積推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和６年４月１日以降の林地集積事業費補助金から適用する。

改正後の要綱は、令和８年度の予算に係る林地集積事業費補助金から適用する。

別表 1

対象経費及び補助率等

対象経費	補助率等
事業実施主体が林地集積推進事業を行う事業費	定額 2万円/筆

第 1 号様式（第 3 条）

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所

氏名

法人等にあつては名称及び代表者名

年度林地集積推進事業費補助金に係る補助金交付申請書及び実績報告書

下記のとおり林地集積推進事業を実施したので、林地集積推進事業費補助金交付要綱
第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 位置図（縮尺 5 万分の 1）及び地籍図の写し
- (2) 集積地番の現在事項証明書
- (3) 集積地番が明記された森林経営計画変更申請書の写し
- (4) 誓約書（別紙 1）
- (5) 事業実績内訳表（別紙 2）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年度林地集積推進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった 年度林地集積推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定し、併せて額の確定をしたので、林地集積推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 _____ 円

2 補助金の額 金 _____ 円

3 補助条件

- （1） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又はその他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （2） 補助事業で入手した施行地は、森林経営計画に基づき施業を実施すること。
- （3） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （4） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （5） その他、規則、この要綱及び林地集積推進事業実施要領の定めに従うこと。

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所
氏名
法人等にあつては名称及び代表者名

年度林地集積推進事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定及び額の確定通知のあつた 年度林地集積推進事業費補助金 円を、精算払の方法により交付されるよう、林地集積推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	金 円
今回請求額	金 円
事業完了年月日	
備考	

振込先	金融機関名
	支店名
	預金種別
	口座番号
	フリガナ
	口座名義人

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員が役員となっている事業者
- （４） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （５） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （６） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- （７） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （８） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1 の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

3 補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行いません。

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

事業実績内訳書

1 林地集積の計画

[illegible]

	筆数（筆）	面積（ha）	ha／筆
大分県林地情報集積推進モデル検討会事業による取得			
上記以外による取得			
合計			

- (注) 1. ※欄には大分県林地情報集積推進モデル検討会事業（以下「検討会事業」）により取得した林地に○を記入すること。
2. 補助対象となる林地は大分県内の森林であること。
3. 補助対象となる林地は人工林であること。
4. 取得する林地の面積は1.0ha／筆以下および合計面積が2.0ha以上であること。
- ただし、取得した林地が検討会事業由来による林地のみの場合は、合計面積が2.0ha以上であることの対象としない。
5. 登記完了日は事業実施年度当初から3月10日迄であること。
6. 森林経営計画の策定が共同策定者等との調整が必要であり、事業実施年度の3月10日に間に合わない場合は、任意様式で共同策定者から確約を得て、補助金交付申請及び実績報告書と併せて提出すること。